

## 【資料 27】

# 小城市子ども・子育て支援 事業計画素案について



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	6
6 計画の対象となる子ども	6
7 計画の策定体制	6
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境	8
1 人口、児童数に関する動向	8
2 教育・保育施設の状況	10
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	12
4 ニーズ調査の結果概要	15
5 小城市の子ども・子育て支援の課題	16
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	17
1 基本方針	17
2 基本理念	18
第4章 教育・保育提供区域の設定	19
1 教育・保育提供区域の定義	19
2 教育・保育提供区域の設定	20
第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	22
1 量の見込みと確保の内容	22
1号認定	22
2号認定	23
3号認定(0歳)	24
3号認定(1-2歳)	25
2 教育・保育の一体的提供の推進	26
3 その他施策	26
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	27
1 地域子ども・子育て支援事業の提供	27
① 利用者支援事業	27
② 地域子育て支援拠点事業	28
③ 妊婦健診事業	29

④ 乳児家庭全戸訪問事業	30
⑤ 養育支援訪問事業	31
⑥ 子育て短期支援事業	32
⑦ 子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)	33
⑧ 一時預かり事業	34
⑨ 延長保育事業	36
⑩ 病児保育事業(病児・病後児保育)	37
⑪ 放課後児童健全育成事業	38
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	42
2 子どもに関する専門的な支援の充実	43
3 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	43
第7章 次世代育成の姿勢	44
第8章 計画の推進体制	44
1 関係機関等との連携	44
2 計画の達成状況の点検・評価	44
資料編	45

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景

---

平成元年の「1.57 ショック※」を境に国の少子化対策が本格化し、平成 6 年 12 月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後 10 年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成 11 年 12 月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成 16 年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成 15 年 7 月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。

それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この新しい考え方に沿って、平成 19 年 12 月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第 7 条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

※人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の 1966 年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

## 2 計画策定の趣旨

前述の「次世代育成支援対策推進法」をうけ、小城市においては、平成26年度までを計画期間とした「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。しかし、少子化のみならず、子どもを取り巻くさまざまな環境が変化中、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増しています。

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることとなりました。

本計画「小城市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連3法」をうけ、小城市において、子ども・子育て支援の質・量の充実、および、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として策定するものです。

### 子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月施行



新制度の開始

### 3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

#### (1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ)児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法 19 条）

#### (2) 保育の必要性の認定区分

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）

	事業名
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業
⑪	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

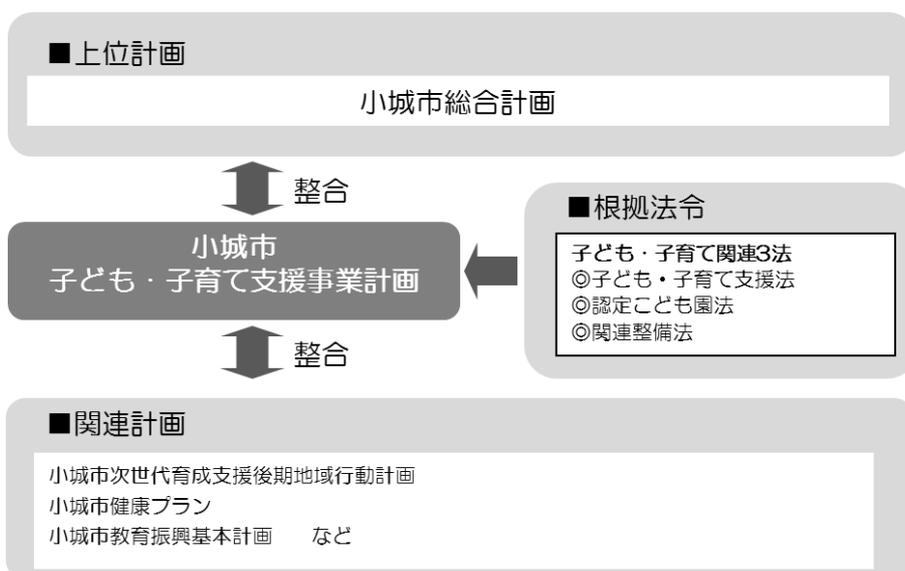
## 4 計画の位置づけ

### (1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、小城市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の深い「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる小城市総合計画の、子どもと子育て家庭に関わる施策や関連施策と整合性を持ったものとしています。



#### 子ども・子育て支援法第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## (2)「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の期限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月に公布されました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことは前述のとおりです。これに伴い、平成 26 年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

小城市においては、「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」は当初の予定通り平成 26 年度末をもって終了とし、当該計画の事業のうち、「子ども・子育て支援新制度」にかかる法定事業、及び上位計画である「小城市総合計画」や関連計画に取り扱いのない事業については本計画にて方針を引き継ぎます。

## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえが見直しを平成 31 年度までに行ったうえで、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	H32~
本計画	→					
次期計画					見直し・策定	→

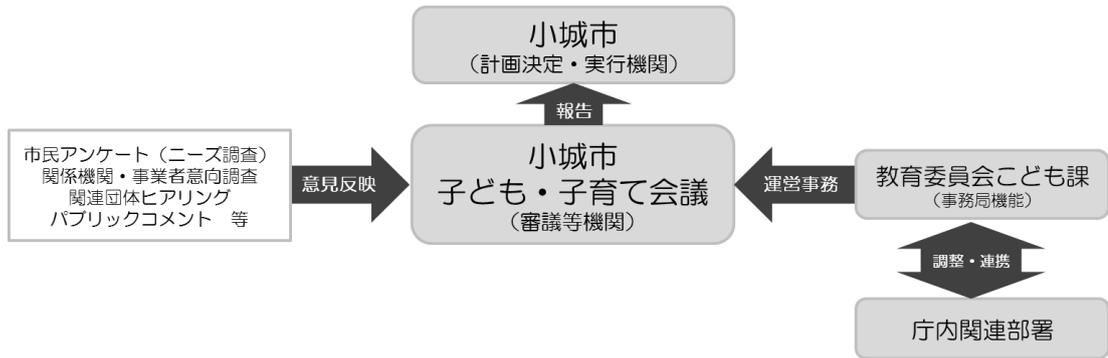
## 6 計画の対象となる子ども

0 歳	1~5 歳	6~11 歳	12~17 歳	18 歳
乳児期	幼児期	学童期 ※学校教育を除く放課後	対象外	
子ども・子育て支援法				

## 7 計画の策定体制

### (1) 小城市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「小城市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## (2) 就学前児童及び小学生アンケートの実施

本計画の策定にあたり、次の2点を把握するため、アンケートを実施しました。

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握する
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得る

○調査名： 小城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

○調査対象： 1. 未就学児童のいる世帯 1,400 世帯  
のいる世帯 1,000 世帯

○調査期間： 平成 25 年 11 月～12 月

○調査方法： 1. 未就学児童 郵送による配布・回収及び  
保育園・幼稚園で配布・回収  
2. 小学生児童 小学校で配布・回収

○配布・回収状況：

種 別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,400 票	905 票	64.6%
小学生児童	1,000 票	792 票	79.2%

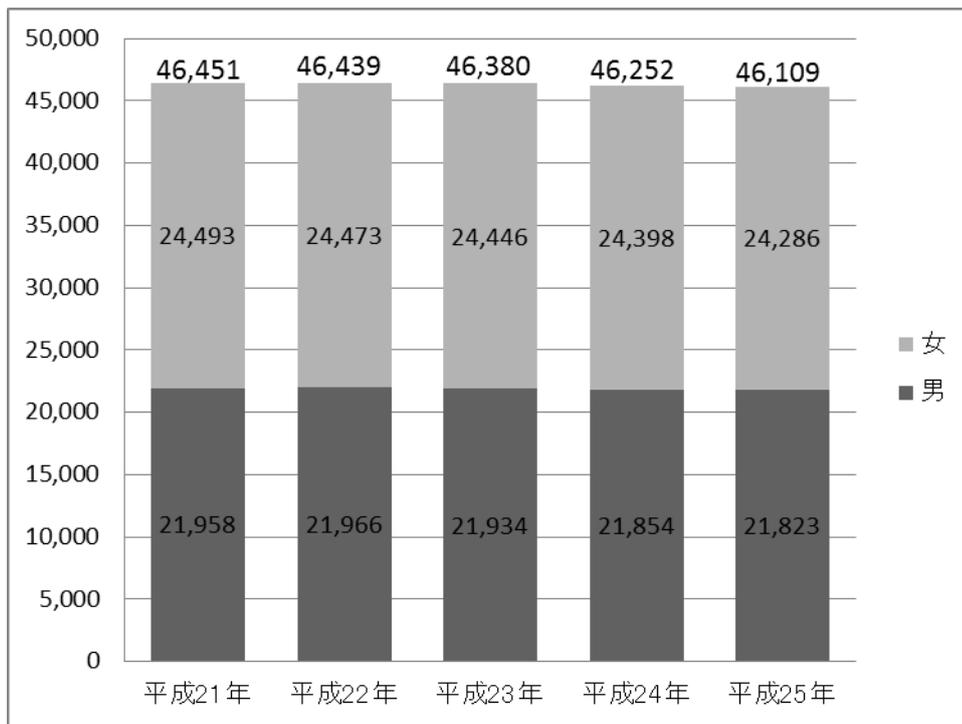
## 第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口、児童数に関する動向

#### (1) 総人口と年少人口の推移

小城市の平成25年における総人口は46,109人（男性21,823人、女性24,286人）となっています。最近5年の総人口の推移についてみると、平成21年の46,451人から平成25年の46,109人へと0.7%（342人）の減少となっています。

#### 【総人口の推移】



・・・年齢区分別人口の推移、婚姻件数、離婚件数、世帯・就労等 等・・・

## 【子どもの人数】

子ども（児童福祉法で定める18歳未満）の人口は、平成21～25年の5年間で479人（5.3%）の減少となっています。

(人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	422	426	432	370	418
1歳	430	426	429	428	386
2歳	423	441	423	438	436
3歳	453	434	455	428	432
4歳	431	454	430	459	437
5歳	456	443	460	430	458
6歳	467	459	451	447	433
7歳	492	468	461	464	440
8歳	471	498	472	466	463
9歳	519	473	501	471	462
10歳	517	522	474	503	471
11歳	562	516	526	472	502
12歳	545	561	519	527	473
13歳	555	548	556	521	526
14歳	549	555	545	556	519
15歳	541	547	554	544	553
16歳	563	538	539	553	544
17歳	585	561	531	545	549
合計	8,981	8,870	8,758	8,622	8,502

各年度3月末

・・・出生数、乳幼児・児童数の推計 等・・・

## 2 教育・保育施設の状況

### 幼稚園の利用状況

幼児の教育施設は「晴田幼稚園」「三日月幼稚園」「芦刈幼稚園」（以上、市立幼稚園）、「こどもの森幼稚園」「小城幼稚園」「牛津幼稚園」（以上、認定子ども園の幼稚園施設）、の6施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

（人）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数		670	705	760	760	640
利用人数 （市内6園）	2歳	26	26	0	0	17
	3歳	176	166	166	144	134
	4歳	194	208	183	159	159
	5歳	188	202	195	174	162
合計		584	602	544	477	472

各年度3月1日現在

### 保育所の利用状況

「三里保育園」「岩松保育園」「小城保育園」「砥川保育園」（以上、市立保育園）、「たちばな保育園」「さくら保育園」「芦刈保育園」（以上、私立保育園）、「わかば保育園」「エンジェル保育園」「こどもの森保育園」（以上、認定子ども園の保育施設）の10施設があり、その利用状況（合計）は下記のようになっています。

（人）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数		870	870	935	960	960
利用人数 （市内10施設）	0歳	37	54	64	70	81
	1歳	113	102	123	144	120
	2歳	125	127	138	167	158
	3歳	158	149	173	174	179
	4歳	157	170	173	202	188
	5歳	190	160	184	187	209
合計		780	762	855	944	935

各年度3月1日現在

## 認証保育施設の利用状況

認証保育施設には託児所などが含まれます。柔軟な対応や家庭的な雰囲気の中で保育が実施されており、「みどり保育園」「おひさま保育園」「牛津託児所」の3施設があります。利用状況（合計）は下記のようになっています。

(人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数		70	75	89	86	86
利用人数 (市内3施設)	0歳	15	18	12	15	15
	1歳	15	21	14	10	10
	2歳	6	8	25	16	9
	3歳	6	10	7	14	12
	4歳	5	3	6	3	11
	5歳	2	4	4	4	3
合計		49	64	68	62	60

各年度3月1日現在

## 地域型保育事業の利用状況

市内に事業所内保育所が「ひらまつ病院」「ヤクルト小城センター」の2施設があります。利用状況（合計）は下記のようになっています。

(人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数		—	—	—	—	—
利用人数 (市内2施設)	0歳	4	3	4	5	9
	1歳	6	7	10	10	11
	2歳	12	7	10	11	10
	3歳	3	7	6	5	2
	4歳	2	3	3	2	1
	5歳	1	0	0	0	0
合計		28	27	33	33	33

各年度3月1日現在

等・・・

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「小城市次世代育成支援行動計画（後期計画）」のうち、新制度の法定事業に該当し、本計画の「地域子ども・子育て支援事業」に引き継がれる事業と実施状況等は以下のとおりです。

#### ● 地域子育て支援拠点事業

平成 23 年度から事業開始され、現在、子育てひろばとして「ゆうゆう広場」（小城市児童センター「ゆうゆう」で開催）、「であいの広場」（牛津保健福祉センター「アイル」で開催）、「なかよし広場」（小城保健福祉センター「桜楽館」で開催）の 3 つの活動が行われています。

実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	—	—	8,420人	7,885人	8,820人
実施箇所数	—	—	3か所	3か所	3か所

#### ● 妊婦健康診査

医療機関において利用できる健診票を 14 枚発行する形で実施しています。利用回数ベースでは 80%弱の利用率となり、各自の事情等により全 14 回を使い切っていないことが伺えますが、利用者ベースで見ると対象者の 100%が利用しています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	524人	666人	665人	653人	643人
利用率(利用者ベース)	100%	100%	100%	100%	100%
利用数(年間延べ回数)	5,208回	4,796回	4,873回	4,632回	4,743回
利用率(利用回数ベース)	74.30%	76.90%	76.10%	76.80%	76.90%

#### ● 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・母子保健推進員による訪問を実施しています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問家庭数	415件	422件	378件	421件	395件
訪問率	92.8%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%

● 養育支援訪問事業

平成 22 年度より事業を開始しました。健康増進課保健師及び子ども課家庭相談員等専門員による指導を行っています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問世帯数	—	32人	48人	73人	62人

● ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数	485人	573人	679人	630人
提供会員数	96人	83人	81人	76人
依頼会員の利用件数(年間)	2,341件	2,481件	1,862件	2,468件

● 一時預かり事業

幼稚園における在園児の一時預かりが行われています。保育所では一時預かりは行われていません。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(年間述べ)	14,143人	13,724人	10,957人	11,450人	15,452人

● 延長保育事業

市内保育所 10 園で実施されています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	308人	352人	435人	462人	469人

● 病児保育事業

市外の小児科医に併設した保育施設での一時的預かりと、ファミリー・サポート・センターによる軽い病気の時、病後の回復期等の対応を実施しています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数 (小児科医併設施設)	24人	15人	43人	43人	93人
利用者数 (ファミリー・サポート・センター)	46人	65人	46人	48人	27人

● 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

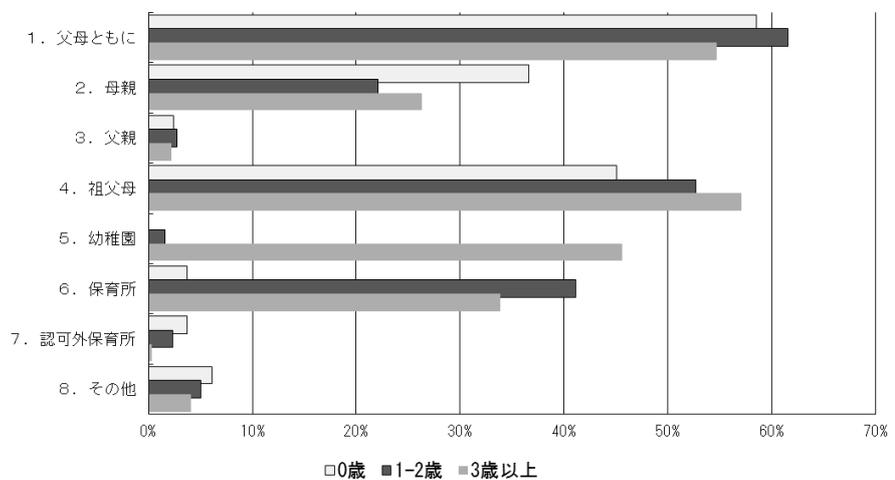
各小学校区で放課後児童クラブを実施しています。現状は小学校 1 年～3 年生までの児童が対象となっています。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象児童数(6～8歳)	1416	1400	1391	1365	1330
【低学年】利用登録者数	355	353	361	383	432
【低学年】利用登録数比率	25.1%	25.2%	26.0%	28.1%	32.5%

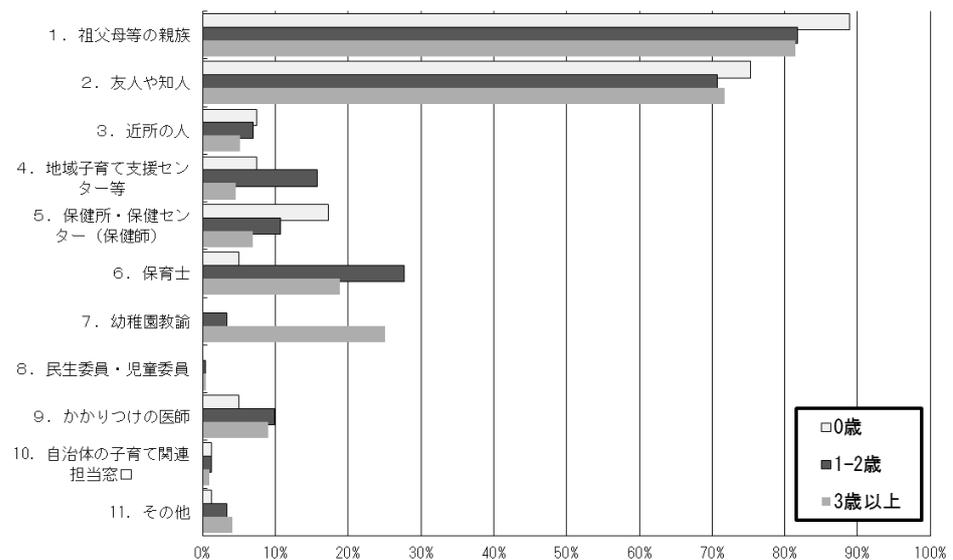
## 4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握すること、さらに今後の施策の方向性を定める参考とするため、生活実態や要望・意見などを把握することを目的に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

### ●未就学児の子育てに日常的に関わっている人



### ●子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先



- 父親の就労状況
- 母親の就労状況
- 現在就労していない母親の今後の就労希望
- 定期的に利用している教育・保育事業
- 小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方希望（過ごさせたい場所）

他、保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方 等

## 5 小城市の子ども・子育て支援の課題

---

小城市の子ども・子育てを取りまく環境や、アンケート結果から、支援の課題についてまとめます。

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本方針

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子ども のより良い育ちを実現することに他ならない。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

(国の基本指針より)

・・・小城市独自のビジョンを示す・・・

## 2 基本理念

---

小城市ではこれまで、お互いが助け合いながら子育てのできる地域社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくことの重要性を謳い、「子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市」を基本理念とする「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を中心に、市の将来を担う子どもたちが健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進してきました。

この次世代育成の理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものであると考えます。

そのことから、本市の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これからも変えることのない大切な理念として次世代育成の理念を継承していくこととします。

### 基本理念

**子どもとともに育ち、育てあうまち 小城市**

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。（子ども・子育て支援法第61条第2項）

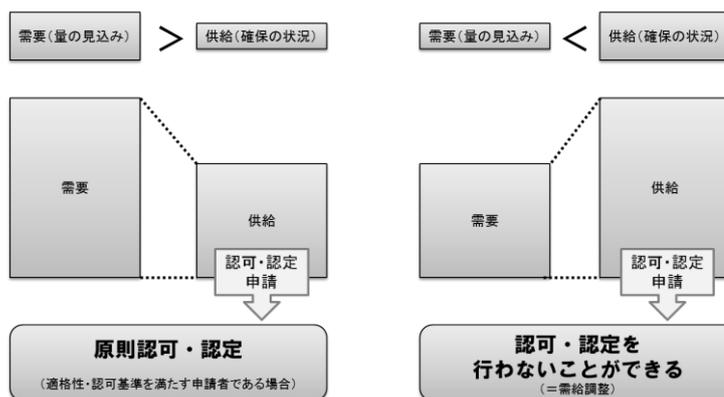
教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が独自に設定するもので、小城市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。

- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

## 2 教育・保育提供区域の設定

小城市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

### ■教育・保育の提供区域

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定
1号認定(3歳以上・教育のみ)	市内全域
2号認定(3歳以上・保育あり)	市内全域
3号認定(0～2歳・保育あり)	市内全域

### ■地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
①利用者支援に関する事業(新)	市内全域
②地域子育て支援拠点事業	市内全域
③妊婦健康診査	市内全域
④乳児家庭全戸訪問	市内全域
⑤養育支援訪問事業	市内全域
⑥子育て短期支援事業	市内全域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	市内全域
⑧一時預かり事業	市内全域
⑨延長保育事業	市内全域
⑩病児保育事業	市内全域
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	8区域

■提供区域設定を行わない事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域ごとに対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	区域ごとに対応する事業ではないため、区域設定はありません。

## 第5章 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制及び実施時期を以下の通り定めます。

### 1 量の見込みと確保の内容

表で「A 量の見込み」は今後（計画期間中の5年間）に予想される需要、「B 確保方策」はその需要に対する提供体制（提供予定数＝市の計画数）を記したものです。

#### 1号認定

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A量の見込み	市内	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B確保方策	特定教育・保育施設	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B-A		人	人	人	人	人

【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

## 2号認定

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	人	人	人	人
	上記以外	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B確保方策	特定教育・ 保育施設	人	人	人	人	人
	地域型保育事業	人	人	人	人	人
	認可外保育施設	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B-A		人	人	人	人	人

### 【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

### 3号認定（0歳）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A量の見込み	市内	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B確保方策	特定教育・ 保育施設	人	人	人	人	人
	地域型保育事業	人	人	人	人	人
	認可外保育施設	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B-A		人	人	人	人	人

#### 【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

### 3号認定（1－2歳）

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A量の見込み	市内	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B確保方策	特定教育・ 保育施設	人	人	人	人	人
	地域型保育事業	人	人	人	人	人
	認可外保育施設	人	人	人	人	人
	市外	人	人	人	人	人
B-A		人	人	人	人	人

#### 【提供の方策・実施の方針】

□□□□■□□□□■

## 2 教育・保育の一体的提供の推進

---

□□□□■掲載内容検討□□□□■教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。※以下は（案）国指針等

- ・認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育
- ・幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- ・地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、  
地域の子育て支援の役割
- ・0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携 等

## 3 その他施策

---

□□□□■掲載内容検討□□□□■

※以下は国の指針等による任意事項。要検討。

- ・幼児期の学校教育・保育の質の確保
- ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下の通り設定します。

### 1 地域子ども・子育て支援事業の提供

#### ① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	か所	か所	か所	か所	か所

#### 【確保の方策・実施の方針】

※実施箇所数を検討中

## ② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人回	人回	人回	人回	人回
確保の方策	人回	人回	人回	人回	人回
実施個所	か所	か所	か所	か所	か所

### 【確保の方策・実施の方針】

今後も現在と同等の体制で、3か所での実施を継続します。

### ③ 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人

#### 【確保の方策・実施の方針】

医療機関において利用できる健診票を 14 枚発行します。

#### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人

#### 【確保の方策・実施の方針】

引き続き、保健師・母子保健推進員による訪問を実施します。

## ⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」といいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人

### 【提供の方策・実施の方針】

引き続き、健康増進課保健師及びこども課家庭相談員等専門員による指導を実施します。

## ⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策	人日	人日	人日	人日	人日

### 【提供の方策・実施の方針】

宿泊を伴う預かりについては今後のニーズの高まりによっても検討を進めますが、施設を市独自で設置することは当面困難な状況です。ホテル・宿泊施設との提携など、さまざまな実施の可能性を今後探っていくこととします。

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（就学児対象のファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

### 低学年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策 子育て援助活動 支援事業(就学後)	人日	人日	人日	人日	人日

### 高学年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策 子育て援助活動 支援事業(就学後)	人日	人日	人日	人日	人日

### 【提供の方策・実施の方針】

小城市はファミリー・サポート・センターが比較的充実しており、平成25年度の登録会員は援助を受けたい会員（依頼会員）が630人、援助を行いたい会員（協力会員）が76人となっています。しかし近年は協力会員が微減の傾向にあり、需要の掘り起こしとともに、協力会員の充実も今後の課題となっています。

市内全域への広報を始め、サポーター養成講座、研修会等を開催し、利用会員・協力会員ともに増加を図ります。

## ⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み： (1号認定)	人日	人日	人日	人日	人日
量の見込み： (2号認定)	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策 一時預かり事業 (在園児対象型)	人日	人日	人日	人日	人日

### 【提供の方策・実施の方針】

現状体制で需要に応えることが可能と考えられます。

## 幼稚園以外での預かり保育

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日	人日	人日	人日	人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート)	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策(計)	人日	人日	人日	人日	人日

### 【提供の方策・実施の方針】

当面、幼稚園以外の施設（保育園等）での一時預かりの拡充は定員数や施設の受入体制から難しい面があります。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を現在以上に活用し、ニーズに対応していきます。

## ⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人

### 【提供の方策・実施の方針】

現状体制で引き続きサービスを提供します。推計では児童人口が減少の傾向にありますが、今後の利用の伸びを考慮し、見込み量と同様に提供体制は減少させない方針です。

## ⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人日	人日	人日	人日	人日
病児保育事業	人日	人日	人日	人日	人日
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	人日	人日	人日	人日
確保の方策(計)	人日	人日	人日	人日	人日

### 【提供の方策・実施の方針】

市内施設での事業提供は当面困難な状況にあり、現状体制での対応とします。ニーズ調査では病児・病後児のための保育施設等の利用希望で「利用したいとは思わなかった」が68.7%、その理由の61.3%が「親が仕事を休んで対応する」となっていることから、子どもの看護でも休みをとりやすいよう職場環境・社会環境の改善も重要と思われます。

## ⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

### 桜岡校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 三里校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 晴田校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 岩松校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 三日月校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 牛津校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 砥川校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

## 芦刈校区

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
【高学年】量の見込み	人	人	人	人	人
確保の方策	人	人	人	人	人
実施箇所	か所	か所	か所	か所	か所

### 【提供の方策・実施の方針】

平成 26 年度まで、当該事業は小学校 1 ～3 年生までの児童を対象としてきましたが、新制度において高学年への対応を順次行う方針です。

---

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

### 【実施の方針】

□□□□■□□□□■

---

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度による、平成 27 年度からの新規事業です。特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です

### 【実施の方針】

□□□□■□□□□■

## 2 子どもに関する専門的な支援の充実

---

□□□□■掲載内容検討□□□□■

※以下は国の指針等による任意事項。要検討。

- 虐待防止対策の充実
- 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 障がい児施策の充実

## 3 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備

---

□□□□■掲載内容検討□□□□■

## 第7章 次世代育成の姿勢

---

「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」の事業内容のうち、新制度の法定事業に該当しないもの、および総合計画に拠らず実施を継続するものにつき、今後の方向性は以下のとおりです。

★掲載方法要検討★

## 第8章 計画の推進体制

---

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### 1 関係機関等との連携

---

□□□□■□□□□■

### 2 計画の達成状況の点検・評価

---

【子ども・子育て会議の運営】

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

【計画の公表、市民意見の反映】

# 資料編

小城市子ども・子育て会議設置要綱

小城市子ども子育て会議 委員名簿

用語解説 等

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。)</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法: 児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</p>
市町村子ども・子育て支援事業計画	<p>5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)</p>
幼保連携型認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条)</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
子ども・子育て支援	<p>全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)</p>
教育・保育施設	<p>「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)</p>

用語	定義・概要
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。 (法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p><b>【参考】認定区分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども</li> <li>・2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> <li>・3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> </ul>

用語	定義・概要
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
地域子ども子育て支援事業	<p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)</p>

＜奥付＞

平成27年3月

発行：小城市 編集：小城市教育委員会こども課